

一般社団法人観世ふおん電話相談定款

第1章 総則

第1条（名 称）

当法人は「一般社団法人観世ふおん電話相談」とする。

第2条（事務所）

当法人は、事務所を兵庫県に置く

第2章 目的及び事業

第3条（目 的）

当法人は、困難に立ち向かう人々に寄り添う電話相談事業を中心に、青年僧侶および賛同する人々とともに宗派を越えて連携し、相談者のいのちの声に耳を澄まし、児童又は青少年の健全な育成、地域社会及びそこに住む人々の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 心理的社会的な悩みを有する者に対する電話相談事業
- (2) 電話相談、傾聴活動を行う者に対する研修事業
- (3) 自殺予防を行う団体との連絡・調整事業
- (4) その他、傾聴活動を行うために必要となる事業

第5条（公告の方法）

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

第6条（法人の構成員）

当法人の社員は、次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

第7条（会員資格の取得）

当法人の正会員もしくは賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める基準により、代表理事に申し込むものとし、理事会の承認を得るものとする。

第8条（経費の負担）

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正社員、賛助会員は社員総会において定める会費を納入しなければならない。

ただし、理事会においてやむを得ないと判断した場合は、理事会が定めた期間その会費を減額または免除することができる。

第9条（任意退社）

社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第10条（除名）

社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第11条（社員資格の喪失）

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正社員が同意したとき。
- (3) 当該正社員が死亡し、又は解散若しくは破産したとき。

第12条（社員名簿） 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 総会

第13条（構成） 総会は、すべての社員をもって構成する。

第14条（権限） 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条（開催） 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第16条（招集） 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理

事（第22条に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総正社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第17条（議 長） 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第18条（議決権） 総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

第19条（決 議） 総会の決議は、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。

第20条（議事録） 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した社員の中からその会議において選出された2名以上が記名押印する。

第21条（電磁的方法による会議）

理事会は代表理事の提案により、インターネットを使ったWEB会議等電磁的方法によって開催することも可能とする。

第 5 章 役員

第22条（役 員）当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を代表理事とし、副代表理事を2名以内、専務理事を1名置くことができる。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある物を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第24条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第25条（監事の職務及び権限） 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条（役員任期）

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任） 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第28条（報酬等） 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第29条（取引の制限） 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

第30条（構成） 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条（権能） 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会の議決した事項の執行の決定
- (3) 規程等の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事長、理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

第32条（開催） 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は毎年1回、開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき。
- (3) 監事から招集請求があったとき

第7章 基金

第33条（基金の拠出等） 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 会計

第34条（事業年度） 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第35条（事業計画及び収支予算） 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始ごとに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第36条（事業報告及び決算） 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 37 条（剰余金の不分配） 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 定款の変更及び解散

第 38 条（定款の変更） この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第 39 条（解 散） 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 40 条（残余財産の帰属等） 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体、特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 1 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

第 41 条（事務局） 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、代表理事が任免する。
- 4 その他の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 附則

第 42 条（最初の事業年度） 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

第 43 条（設立時の役員） 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

<省略>

第 44 条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

<省略>

第 45 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人観世ふぉん電話相談設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 31 年 1 月 30 日

補足・電話相談の運営に支障をきたすため、相談員を特定される情報は省略しております。